

市内小学校 高木伐採剪定業務 仕様書

- 1 業務名 市内小学校 高木伐採剪定業務委託
- 2 業務場所 甲府市立湯田小学校、甲府市立朝日小学校、甲府市立里垣小学校、
甲府市立池田小学校、甲府市立大里小学校、甲府市立大国小学校
- 3 業務期間 契約締結の日から令和7年9月30日まで
- 4 業務目的 本業務は、市内小学校の高木について、伐採剪定を行うことにより強風等による倒木のリスクを回避するとともに、当該施設の景観形成（整枝・剪定）を行い、安全・安心に利用できるよう整備することを目的とする。
- 5 業務内容 別添配置図に示す樹木の伐採および剪定を行い、その切枝等の搬出処分を行うこと。
 - （1）枯れ枝、樹形を乱している枝、病気の枝はすべて切り落とすこと。
 - （2）桜等の樹種により切り口には融合剤等を塗布すること。
 - （3）剪定・伐採により倒木や枝等の落下など当該施設の周辺設備等に被害を及ぼす恐れがある場合は、吊るし伐り等の適切な処置を行うこと。
 - （4）業務完了後は、樹木管理が容易になるように剪定すること。
 - （5）業務遂行にあたり、剪定の方法・仕上がり等については、事前及び随時に学校との協議を行うこと。
 - （6）業務遂行において、校庭内に車両を進入させる場合は、当該施設の周辺設備等に被害を及ぼすことのないよう必要に応じて養生するなど、適切な処置を行うとともに、速やかに原状回復すること。
 - （7）作業日程については事前に各学校と相談し、発注者にも連絡を行うこと。
 - （8）伐採作業においては極力地際で切断し、その後の安全に留意すること。
- 6 負担区分 業務遂行に必要な用具や機材等は、すべて受注者の負担とする。
また、道路占用など業務遂行に必要な許可申請については、受注者が行うものとする。
- 7 安全確保 受注者は、業務場所周辺の環境美化に努め、当該施設の利用者及び周辺住民等の安全に十分な注意を払うとともに、業務遂行について適切な安全対策を施すなど事故の無いようにすること。
- 8 その他 現場の状況に応じ、発注者が必要と認める軽微な業務が発生した場合、この仕様に記載のない事項であっても、受注者は遂行しなければならない。また、発注者の指示を受けた場合は、受注者は速やかに技術者を派遣するなど、必要な措置を行うものとする。